

平成29年10月23日

## 強引な契約勧誘にご注意を！

妹背牛町内の高齢者宅に、不要な配水管洗浄を迫る業者が次々と訪問しています。

5軒は契約をしてしまい、そのうち4軒は作業も終了し、支払いも済ませてしまっています。さらに1軒では、同時に外階段の洗浄をも契約させられています。

消費者センターで契約書面を確認したところ、事業者名は異なるものの、数ヶ月前にも同様に当該地域を訪れ、同じく強引に配水管洗浄を行おうとした業者と同一の電話番号が書かれていました。

- ☆その後、消費者センターから業者の電話番号に架電したところ、つながることなく、業者からの聴き取りはできませんでした。
- ☆契約書面に不備があったため、4軒からはクーリング・オフのハガキを送付済です。
- ☆何度も当該地域を訪れ、契約を迫っていることから、今後も同様の不必要な勧誘が行われると予想されます。必要のないものなら、ハッキリと「NO！」の意思表示をしましょう。
- ☆万が一、契約させられてしまった場合は、消費者センターへご相談を！